

補 装 具

難病のある人が、それぞれの障害に適した用具の購入、修理の費用の一部の補助を受けることができます。

※申請前に購入すると補助の対象になりません。事前にご相談ください。

障害区分	補装具の種類
視覚に障害のある人	視覚障害者安全つえ（普通用、携帯用、身体支持併用）、義眼（レディメイド、オーダーメイド）、眼鏡（矯正用、遮光用、コンタクトレンズ、弱視用）
聴覚に障害のある人	補聴器（高度難聴用、重度難聴用）
肢体に障害のある人	車いす、電動車いす（上肢・下肢不自由者）、歩行器、歩行補助つえ（一本つえを除く）、各種義手・義足、各種装具、座位保持装置、重度障害者意思伝達装置、起立保持具（児童のみ）、排便補助具（児童のみ）、頭部保持具（児童のみ）、座位保持いす（児童のみ）

<窓 口> 障害福祉課 TEL 055-934-4829

※費用の1割が自己負担となります。ただし難病のある人が属する世帯（18歳以上の場合は本人とその配偶者）の住民税等に応じて自己負担金の上限額が設けられています。なお、住民税の課税状況により、制度の対象外となる場合があります。

※車いす、電動車いす、歩行器及び歩行補助つえ（一本つえを除く）は、介護保険制度の利用が優先となります。

日常生活用具

在宅の難病のある人に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進につとめています。

※難病のある人が属する世帯（18歳以上の場合は、本人とその配偶者）の住民税額等に応じて自己負担金があります。なお、住民税の課税状況により、制度の対象外となる場合があります。

※特殊寝台、特殊マット、体位変換器、移動用リフト、特殊尿器、入浴補助用具、便器、移動・移乗支援用具の一部、住宅改修は、介護保険制度の利用が優先となります。

※申請前に購入すると給付の対象になりません。事前にご相談ください。

<窓口> 障害福祉課 TEL 055-934-4829

種 目	対 象 者
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	視覚障害2級以上又は下肢、体幹、若しくは移動機能障害3級以上と同程度の人 <児童：原則として学齢児以上> ※1住宅につき1回限り
ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上と同程度の人で必要と認められる人（ただし「たん吸引・ネブライザー両用器」の給付を受けている人は除く）
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上と同程度の人で必要と認められる人（ただし「たん吸引・ネブライザー両用器」の給付を受けている人は除く）
たん吸引・ ネブライザー両用器	呼吸器機能障害3級以上と同程度の人で必要と認められる人（ただし「ネブライザー」「電気式たん吸引器」の給付を受けている人は除く）
パルスオキシメーター	呼吸器又は心臓機能障害と同程度で、在宅酸素療法を行っている人又は人工呼吸器を装着している人
移動・移乗支援用具	平衡、下肢又は体幹機能障害と同程度で、家庭内の移動等において介助を必要とする人 <児童：原則として3歳以上>

種 目	対 象 者
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害 2 級以上と同程度の人 <児童：訓練用ベッド、原則として学齢児以上>
特殊マット	下肢又は体幹機能障害 1 級と同程度の人 <児童：下肢又は体幹 2 級以上と同程度、原則として 3 歳以上>
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害 1 級と同程度の人 （常時介護を要する人に限る） <児童：原則として学齢児以上>
体位変換器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上と同程度の人 （下着交換時に家族等の介助を要する人に限る） <児童：原則として学齢児以上>
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害 2 級以上と同程度の人 <児童：原則として 3 歳以上>
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害と同程度で、入浴に介助を必要とする人 <児童：原則として 3 歳以上>
便器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上と同程度の人 <児童：原則として学齢児以上>
特殊便器	上肢機能障害 2 級以上と同程度の人 <児童：原則として学齢児以上>
自動消火器	身体障害等級 2 級以上と同程度の人 （火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病のある人のみの世帯又はこれに準ずる世帯）